

第1日

平成22年11月30日（火）

10時零分開会

議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより平成22年第7回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

13番矢野公子議員、

14番安陪悟議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案10件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

市長（森田俊介君） おはようございます。本日ここに、平成22年第7回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会では、補正予算について9件、条例の一部改正について1件、合計10件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第86号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、緊急雇用創出事業に伴う労働費の増額、まちづくり交付金事業に係る地域センターの建設費の一部を次年度以降の債務負担とすることによる減額、職員の給与の改定及び人事異動に伴う人件費の減額等を行うものでありまして、歳入歳出それぞれ1億8,692万9,000円を減額し、予算総額を264億8,890万1,000円といたしました。

次に、第87号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から第94号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）までの8件の補正予算につつま

しては、いずれも職員の給与の改定及び人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

第87号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ996万3,000円を減額し、予算総額を72億8,081万8,000円とし、直営診療所施設勘定におきましては、歳入歳出それぞれ134万3,000円を減額し、予算総額を2億8,034万9,000円といたしました。

第88号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ35万8,000円を減額し、予算総額を8億9,455万4,000円といたしました。

第89号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ281万3,000円を減額し、予算総額を50億1,169万4,000円といたしました。

第90号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ475万9,000円を減額し、予算総額を21億8,116万2,000円といたしました。

第91号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ14万1,000円を減額し、予算総額を3億6,984万3,000円といたしました。

第92号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ943万6,000円を減額し、予算総額を2億3,284万4,000円といたしました。

第93号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして工業用水道事業費用を394万1,000円減額し、支出総額を1億1,388万6,000円といたしました。

第94号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして水道事業費用を35万円減額し、支出合計を4億9,323万2,000円といたしました。

最後に第95号議案朝倉市職員の給与に関する条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与の改定を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

議長（柴田裕隆君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時07分休憩

午前10時07分再開

議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第86号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 今提案理由の中に緊急雇用創出事業に伴う労働費の総額というのがございましたが、この緊急雇用の場合、直接雇用と委託雇用に分かれて、直接雇用の場合、私ども回覧板で行政のほうで雇用される旨が住民に報道されておりますが。

実は委託雇用の場合、昨年度でしたかしら、同じような事業があったときに、本当に私ども緊急雇用対策としての雇用がされているかということを議題にいたしました。委託雇用の場合にシルバー人材にするとか、そのようなことがありましたが、この趣旨に沿った委託雇用がされているのかどうかを質問いたします。

議長（柴田裕隆君） 商工観光課長。

商工観光課長（鶴田 浩君） 議員おっしゃいますように、この緊急雇用創出事業につきましては委託雇用と直接雇用があると。その中で委託雇用につきまして、適正な失業者の雇用がなされているかということでございますが、この緊急雇用創出事業には要領・要項がございまして、その中で、民間の分にする場合につきましては、シルバー人材センターとかNPO、その他民間企業にするというような定めがなされておるところでございます。

その中でシルバー人材センターにつきましては、そこに加入されてある方で仕事を求めている方ということであれば、シルバー人材センターについてはその要件に達すると、失業者の要件になるということでございます。

その他、民間企業、NPOにつきましては、基本的にはハローワークを通じまして、失業者の募集をするというような形で行わなければならないということでございます。そういった失業者雇用の要領等につきましては、委託をする場合の要件といえますか、仕様の中に定められているところでございます。

ですから、そういう委託する条件として定められておることでございますので、失業者の雇用については、その要領に沿ったものとなるというふうに考えております。

議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 要件がわかりましたが、以前にシルバー人材雇用の場合に質問したときに、いわゆる作業に慣れている人がいいというようなことを回答受けたという記憶

がございます。

その要件について、やっぱり私は委託先にきちんと、今回は失業対策であるので、その要件を満たすことを説明を十分お願いしたいと思います。以上です。

議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第87号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第88号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第89号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第90号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案朝倉市職員の給与に関する条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。4番浅尾静二議員。

4番（浅尾静二君） この議案では、人事院勧告による議案の給料の一部改正ではございますが、人事院勧告に含まれる55歳を超える職員に対して、1.5%減額を朝倉市は実施しないと、そういうことになっておりますが、人事院勧告どおりに実施しないことによる特別交付税の減額の可能性もあるという情報、ペナルティーなどがあるというようなことがありますけれども、このことに対してどのように認識をしているか、お伺いをいたします。

次に、実施しない理由として一般職と課長級の給与が逆転するということがあり、管理職の士気の低下が懸念されるということについての説明があり、このことについては理解はできますが、人事院勧告の趣旨にのっとり朝倉市独自の措置の考え方があるのかどうかを検討しているのかをお尋ねいたします。

議長（柴田裕隆君） 副市長。

副市長（埜牟 潔君） まず、1点目の特別交付税の関係、地方交付税の関係ですが、人事院勧告を完全に実施していない場合に直ちに交付税の減額があるという制度にはなっていないというふうに理解してます。

それから、2点目の実施しない場合に逆転しておるということにつきましては、やはり職務給、職能給といいますが、職務の責任と給与とは、きちんと連動してないといけないということを踏まえすと、今回具体的に見ますと、課長職と課長補佐職、一つの例ですけれども、人事院勧告を実施した場合に、どの金額を見るかというのはありますけれども、3,000円ないし6,000円、給与が逆転するという現象が生じます。その場合に、国と地方公共団体、給与実態が違いますから、そのまま直ちに導入するということとはできないというふうに考えています。

国の人事院勧告を完全に実施するかどうかということにつきましては、例えば福岡県の

人事委員会の勧告を見ますと、この56歳以上のところの実施については、完全には同じになっておりません。実際に56歳以上の給与減額を1.5%にするということにはなっておりませんので、そのまま直ちに導入するということにつきましては、各地方公共団体でそれぞれの実態といたしますか、判断があるというふうに考えております。

今後の朝倉市独自の対応につきましては市長のほうからお答えします。

議長（柴田裕隆君） 市長。

市長（森田俊介君） ただいま副市長のほうから今回の措置についての考え方を答弁させていただきます。

そこで、その前ですが、実は地方公務員法の第24条の中に、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならぬと法律で書かれております。私どもは、その地方公務員法にのっとって今回の1.5%の引き下げについては実行しなかったということをもっと申し上げておきたいと。

あわせて、実はもう一つの管理職手当の見直しを今検討させていただいております。これ、どういうことかと申しますと、朝倉市を含む多くの市では、今管理職手当は定率制、いわゆる給料にある一定の率を掛けたものが管理職手当として出されております。これを定額制、いわゆる給料を別として、課長職ですと幾ら、部長職ですと幾らという形の方向に変えさせていただこうということで今検討させていただいております。

これ実は平成9年度ぐらいから、総務省が各地方自治体に求めてきておったことであります。そういうふうで今後、もちろんこれは私ども執行部だけで一存できることでありませぬ。組合とも相談しなければなりませんし、もちろん議会の皆さん方にもお諮りしなければならぬ問題でありますけども、そういう方向で取り組みをさせていただくということだけを、この場で申し上げさせていただきたいというふうに思います。

議長（柴田裕隆君） ほかに、7番富田栄一議員。

7番（富田栄一君） 7番です。人事院勧告の件につきまして、委員会の協議会の中でも多くの議員のほうから意見が出たところではあります。

今市長、副市長が答弁されましたけれども、日本一のふるさとを目指す朝倉市ならば、もっと朝倉市民に対しての説明責任があるんじゃないか。優しい朝倉市民が真ん中にあるというのが大事なことはないかなと思います。その中で話しますと、今の答弁の中では地方公務員法とか、そういう職務に対してという言葉がありましたけれども、一番大事なのはやっぱり地方交付税に対しての影響があるのかなのか。

それと一緒に、朝倉市は隣の東峰村、筑前町とも一緒になっての広域圏事務組合も組織してますし、それの中のリーダーシップもあると思います。他市町村類似団体という、全国的に見ると類似団体という他市町村の形式もあると思います。その中で本当に給料の逆転があつてるところは、すべてうちのようなことをしてるのかなという、そういう客観的なこととあわせての説明も市民には必要じゃないかと思います。そこについて御答弁お願

いします。

議長（柴田裕隆君） 副市長。

副市長（埜卒 潔君） 今回の人事院勧告、そもそも人事院勧告につきましては、官民給与の是正と情勢適応の原則ということから出てきます。官民格差の是正については、今回の国の人事院勧告の中で0.28%あると、そこを調整しろというのがありまして。これを県の給与実態を見ると0.19%とどまっているという見方もされてます。

そういった中で、より厳しい財政改革、給与改革を図っていくべきだということで、我々のほうでは0.28%の給与の抑制措置をとったと。これは55歳に限らず、給与の調整ということで官民格差の是正をしてまして、このことと55歳部分の是正措置を合わせますと、トータルではほぼ同等の県の人事委員会勧告並みの実施措置になってます。

ですから、給与抑制措置全体として4千五、六百万円の効果額になるというふうに見てますけれども、これは他の市町村と見比べても見劣りするものではないというふうに見てます。他の市町村の最終的な状況につきましては、各自治体、きょう議会が行われていると思いますので、現時点では明確には把握しておりませんが、そのように判断しております。

議長（柴田裕隆君） 7番富田栄一議員。

7番（富田栄一君） 地方と国とだったら、どうしても国のほうの力が強いというのが私たちが思うところです。

であれば、同じような類似団体があるのであれば、そちらが力を合わせて非常に地方公務員法にのっかって、こういうことをやっているという正当性をしっかりと国に出すべきではないかなと。そのことによって地方交付税に対する影響は、副市長としてはすぐには、直ちにはという言葉が出てきましたけれども、これから先もないという話を市のほうとしてもしっかりやっていくべきではないかなと思っております。そこあたりの説明。

それともう一つ、一般企業においては退職者に近いところ、55歳以上とかそういうところになってくると、逆に課長ポストであっても給与は下がるというような会社もあることを聞いております。地方公務員という中だけではなくて、企業としての市民の立場というのも考慮いただきながら、ぜひもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 副市長。

副市長（埜卒 潔君） 民間の給与実態ということで、55歳を超えた部分で実際に管理職がどのようになっているかと、そこは承知しておりませんが、先ほど答弁の中で申し上げた職責、職務と給与とが関連して理解されるということは必要であるというふうに見ておりますので、職務権限、職責、あるいは職務上の義務ですね。そういったものが高ければ、そこが逆転するということについては不適切だというふうに見てます。

地方交付税については、制度として減額するということにはなっていないというふうに見て

解してますし、先ほど言いましたように、トータルの給与の抑制額でいきますと4,500万円と。官民格差についても、県の人事委員会の勧告並みにはやっておりますので、これで他の自治体と比べて朝倉市が著しく給与の抑制措置が低いということではないというふうに考えておりますが。以上、答弁終わります。

議長（柴田裕隆君） ほかに、9番村上百合子議員。

9番（村上百合子君） この今回の条例改正は、人事院勧告の趣旨は、民間企業とのこの経済的な不況の中で、民間企業と公務員の給与の格差が逆転してるということで、この人事院勧告が出たものだと感じます。その趣旨が一番大事だと思います。

この管理職、55歳以上の方の管理職の給与は逆転することをやっぱり、管理職手当の定額制に変更することも、また一つの方法だとは思いますが、この人事院勧告が出たことの趣旨は何なのかというのをきちんと考えた場合は、逆転することだけを重点においた公務員の改正じゃなくて、この社会全体のことを考えた中で朝倉市は考えていくのではないのでしょうか。

市民の給与もとても変わっておりますし、大企業におきましては、私の知る限り55歳以上の方が課長まで昇格した方はまた給与が下がって、会社に奉仕した仕事をしてるということを多くの会社がとられている状況がございますので、そういうところを考えた政策というか、方向がとられているのかどうかをお尋ねいたします。

議長（柴田裕隆君） 市長。

市長（森田俊介君） 大変御心配いただいておりますことを感謝申し上げたいと思いますが、まず人事院勧告というものはどういうことかということからお話、もう御存じだと思いますが、人事院勧告というのはそもそも国家公務員の給与に関する勧告ですね。先ほど言いましたように福岡県とか都道府県等は、独自に人事委員会という組織を持っております。ですから、その地域における官民格差等は人事委員会、それぞれの地域の人事委員会で、国と人事委員会とはまた違った形での勧告がなされます。

ただ、私ども市町村においては、県における人事委員会的な組織というのは、なかなか小さいところではつくることはできません。ですから、地方においては、ある市は県の人事委員会に準じてそれぞれの給与を決めるところもあります。この朝倉市、甘木市からずっとそうだったと思うんですが、朝倉市においては今日まで人事院の勧告を尊重した形の中での給与が決定がなされてきております。これは給与が上がりよるときもそうです。ずっと、むしろ上がるよきのほうが多かったんです。

ですから、今回も福岡県の人事委員会の答申と人事院の答申とはまた違う答申が、先ほど副市長が言いましたように、官民格差にしても国が0.28というのをとっております。福岡県は0.19という数字をとっております。ですから、その部分で少なくとも私どもは福岡県の人事委員会の答申を尊重した給与を決定されている市町村とは余計官民格差というものを多くとった形の中の給与を決定をさしていただいたと。



もう一つありますのが、先ほど私どもが実施しないというふうに決めました、いわゆる56歳以上の管理職についてだけ、プラス1.5マイナスをすると国のほうの人事院勧告が。先ほど言いましたようにそもそも給与表が国と地方では違います。ですから、恐らく国のほうでは1.5、56歳以上の管理職はキャリアみたいな方ですが、1.5マイナスしても、管理職と一般職員の給与の逆転ちゅうのは起きてこないだろうと思うんです。ですね。

ですから、私ども人事院勧告を尊重しながらも、その1.5によることによって、管理職のむしろそこでいう職務として責任の重たい人の給与と、もちろん職員ですから、一般職も重たいんですけれども、より重たい職員との給与が逆転するというこの不合理、そのことに対する職員の士気の低下ということを考えて場合、1.5については今回は実施しないと。むしろこれが56歳以上の全職員について1.5下げなさいというんだったら、まだ理解できる話ですけれども、管理職だけということになりますと、そういう現状がございまずので今回は実施できないと、実施をしないということにさせていただきました。

それから、先ほど富田議員が、市民にも周知をという話がございました。これにつきましては次の市報において、1月ぐらいの市報において、そのことについては市民にきちんと御説明を申し上げたいというふうに考えております。以上であります。

議長（柴田裕隆君） ほかに、6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 今この人事院勧告については、いろいろと御質疑があつておるところでございますけれども、やはり基本的な考え方として、朝倉市は国公に準拠していくのか。あるいは今市長が説明されますように、朝倉市は人事委員会持ちません。福岡県は持っていますし、国は持っています、それから指定都市は持っておるわけですが、そういう持たない市町村については、どこを準拠していくのか。

都合のいいところばかりを国に国公で準拠しますよと。国公で悪いところは県を準拠しますよと、採用しますよと、そういう形では僕はおかしいんじゃないかなと。やはり朝倉市として、どういう形で給与表を市民に納得いくような体制をつくっていくのかということから考えますと、国に準拠していくのか、県に準拠するのか。

やはり、その辺の部分は明確にしておかないと、今後もいろいろあるんじゃないかなと。都合のいいところだけは国公でやります、都合の悪いところは国公で悪ければ県の資料を採用します。そういうもんで私は市民の納得はいかないというふうに思うわけですね。

特に最近のような状況の中で、きょうの新聞もですけれども、県内でも大卒は40%割ったと、就職率が。厳しい状況というものも十分に踏まえていかないと、私は市民の納得はいかないんじゃないかというふうに思います。

今後の人事院勧告、ほとんど給与改定は勧告に基づいていくわけですが、その辺の考え、今言いました県をとるのか、あるいは人事院の国のほうをとるのか、その辺の整理の仕方というのを考え方をお聞きしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。マイクをお願いします。マイク。

総務部長（樋口信尋君） 済みません。この給料表については、国に準拠しているという事で人事院勧告のこの1.5%の実施、仮に実施しなくてもこの給料表自体そのものが国に準拠しているというふうに私は理解しております。

議長（柴田裕隆君） どちらか今後の考え方だけ、やはり副市長なり市長の答弁をお願いします。市長。

市長（森田俊介君） 田中議員の言われるとおりだろうと思います。ただ、先ほど話しましたように、今日までいわゆる甘木市時代から田中議員よく御存じだと思いますが、甘木市時代から朝倉市になりまして今日まで、ずっと国の人事院勧告に沿った形の中の給料の改定がなされてきておるといふ事実がございます。

ですから、今回もあくまでもその基本というのを、国のいわゆる、さっき言いましたように官民格差の0.28につきましても国に準じてやらせていただいている。ただ、1点違いますのは先ほど言いました56歳以上の管理職については、こういう事情があったんで今回はそちらはとらなかった。

これは、今からの議論もあるかもしれませんが、今までがそういう形で人事院の勧告を尊重してきたということであれば、今後も基本的にはその線でいかしていただくと。議会の議論があって、やっぱりより近い福岡県の人事委員会の勧告を尊重すべきだといふ議論があるかもしれませんが、それは今後の議論の中で決めていくべき話であって、現在までは少なくとも人事院勧告というものを尊重させてやらしていただくということ御理解いただきたいというふうに思います。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 基本的には私も国の人事院の部分に則して改定をやっていくべきだといふふうに思います。ただ、いろいろ今の部分から聞いても、給料は朝倉市だけではございませんよ、その類似団体はあって国公に準拠してやっておるといふことであれば、基本的には内容は同じになってくるんじゃないか。減少は同じような減少出てくるんじゃないか。思うわけですね。

確かに言われることはわからんわけじゃない、わかってます。しかし、そのことだけが県のほうだから県をとる、そういうなら一番不利の部分、県をとりますよとしか聞こえてこないわけですね。

先ほど答弁によりますと、福岡県もそうしてますといふふうに私は理解をしておるんですが、そういうところの考え方がおかしいんじゃないかという気がしてならないわけですね。

議長（柴田裕隆君） 市長。

市長（森田俊介君） 誤解を与えたらというたら、お答え申し上げますけれども、今回の改定については、県に準拠しておったことは一つもありません。一つの例として申し上げます。

例えば県については、管理職は1.0だったかな（「3%」と呼ぶ者あり）ですから、今回の件については要するに1.5を除く部分についてはすべて国に準拠しておりますので、こっちは県の方を採用しました。こっちは国の方をしまったという形にはなっていないということを申し上げておきたいと思います。

議長（柴田裕隆君） ほかに。6番田中保光議員。

6番（田中保光君） そうしますと、逆転の部分については朝倉市独自としてやるということで理解していいわけですね。

議長（柴田裕隆君） 市長。

市長（森田俊介君） そのとおりであります。ただ、ほかの市町村がどうされるかちゅうのはまだわかりませんが、私朝倉市としてはそういう措置をとらせていただくということでありませう。

議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。

第86号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午後1時30分再開

議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第95号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 桑野博明君登壇）

総務文教常任委員長（桑野博明君） ただいま議題となりました第95号議案朝倉市職員の給与に関する条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例の制定について慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

本案は、職員の給与については人事院勧告に基づき改定される国家公務員の給料に準じて、従来から措置していることから、同様の措置をとるため、この条例を制定しようとするものであります。

今回の主な内容につきましては、40歳代以上の中高齢層に限って、本年4月にさかのぼって俸給表を平均0.1%引き下げるとともに、期末勤勉手当を年額0.2カ月分引き下げるものであります。

なお、本年4月からこの改正までの期間にかかる減額については、12月の期末手当で調整を行うということであります。

また、今回の人事院勧告には、行政職俸給表1における6級以上で55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額を、その者が55歳に達した年度の翌年度から100分の1.5%を乗じて得た額を減ずる勧告が出されておりますが、本市においては人事院勧告どおり改正すると、例えば同じ年齢である5級の課長補佐級職員の給与月額が6級の課長級職員の給与月額を上回ることなど、職務と責任に応じた給与の基本に矛盾が生じることから、この部分についての改正は今回見送ることにしたとのことであります。

本委員会としましては、景気の先行きが不透明な中、民間の現状を踏まえた措置は必要であること、また50歳代後半層職員の給与の減額については、職務と責任に応じた給与の基本に矛盾が生じることを理解しつつも市民の理解が得られるよう、管理職手当の早期見直し、官民格差の是正など、全職員が一丸となり行財政改革に取り組むことを強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（柴田裕隆君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 桑野博明君降壇）

議長（柴田裕隆君） それでは、第95号議案朝倉市職員の給与に関する条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第87号議案ほか2件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました第87号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

第87号議案から第89号議案までの特別会計予算の補正につきましては関連がありますので、一括して報告させていただきます。

これら3議案につきましては、先ほど可決されました第95号議案に関連し、職員の給与改正に伴う人件費について、補正を行うこととあわせ、当初予算編成後の人事異動に伴う補正を行うとするものであります。

各議案の概要であります。まず第87号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてです。この特別会計には事業勘定と直営診療施設勘定があり、事業勘定につきましては職員13人分、996万3,000円を減額し、直営診療施設勘定につきましては、職員12人分、134万3,000円を減額しようとするものです。

次に、第88号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、職員4人分、35万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、第89号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)については、この特別会計の保険事業勘定について職員13人分で281万3,000円を減額しようとするものであります。

本委員会といたしましては、いずれの内容も了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

議長(柴田裕隆君) 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

議長(柴田裕隆君) それでは、第87号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第88号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第89号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第90号議案ほか4件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 富田栄一君登壇)

建設経済常任委員長(富田栄一君) ただいま議題となりました第90号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第90号議案から第94号議案までの特別会計及び企業会計予算の補正につきましては、関連がありますので一括して報告させていただきます。

これら5議案につきましては、先ほど可決されました第95号議案に関連し、人事異動に伴うものとあわせ、職員の給与改定に伴う人件費について補正を行おうとするものであり

ます。

各議案の概要であります。まず第90号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、職員15名分475万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、第91号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、職員1名分14万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、第92号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）については、職員3名分943万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、第93号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）については、人事異動に伴うものとあわせ、朝倉市職員の給与改定に準じ、職員6名分394万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、第94号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）については、人事異動に伴うものとあわせ、朝倉市職員の給与改定に準じ職員7名分35万円を減額しようとするものであります。

本委員会といたしましては、いずれの内容も了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長（柴田裕隆君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 富田栄一君降壇）

議長（柴田裕隆君） それでは、第90号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案の審議を行います。

それでは、第86号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題と



し、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

これにて平成22年第7回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後 1 時46分閉会